

3 豊監査第30号

令和3年8月25日

豊橋市長 浅井由崇様

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

令和2年度豊橋市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和2年度豊橋市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和2年度豊橋市内部統制評価報告書に関する審査意見

第1 審査の対象

令和2年度豊橋市内部統制評価報告書(以下、「評価報告書」という。)

第2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月16日まで

第3 審査の方法

審査に付された評価報告書について、豊橋市監査基準に準拠して関係部局等の説明を聴取するとともに、その他監査等において得られた結果も活用して、評価手続及び内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていたかについて審査した。

第4 審査の結果

審査の過程において、内部統制の基本的要素のひとつであるモニタリングについて、半期(10月)の時点で業務レベルの内部統制の評価を行う予定をリスク評価シートの自己点検の実施に留めており、モニタリングの手法が確立されていない点が見受けられたが、評価報告書については上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 備考

評価結果に記載された運用上の重大な不備は以下の2件である。

- 1 職員時間外勤務手当の不正支給
- 2 物品調達業務における不正支出